

令和2年6月22日

今年度夏以降の審査会について

一般財団法人全日本剣道連盟

一般財団法人全日本剣道連盟（以下「全剣連」）は、剣道人の皆様の日ごろの修練を奨励する趣旨から、感染予防の徹底を図りつつ、以下の通り審査会を開催します。

審査要項は、都道府県剣道連盟に通知するとともに、全剣連ホームページや剣窓に掲示、掲載します。また、事前に審査会における感染症対策（審査会実施にあたっての感染拡大予防ガイドライン）も公表しますので、受審を希望するみなさんは十分ご留意ください。

なお、感染症の状況や審査会場が所在する都道府県の方針により、予定が変更される可能性があることもご了解ください。

○ 杖道八段、七段、六段審査会

➤ 8月7日（金） 和歌山県

注意事項

1. 本審査会のうち八段審査会は、5月3日（京都市）に開催を予定していた審査会（以下「本来審査会」）の代替審査会です。
このため、受審できる者は、「本来審査会」に申し込んでいた方だけです。
2. 本審査会で合格した者は、「本来審査会」の日に合格したものと見なされます。
3. 「本来審査会」に申し込んでいた者で、日程の都合等により本審査会を受審できない方は、7月24日（金）までに登録都道府県剣道連盟を通じその旨を申し出た場合、お預かりしている受審料を返金します。

(注) 8月22日(土)、8月23日(日)に長野市で実施を予定していた
剣道七段、六段審査会は、来年(令和3年)1月～3月に延期します。
詳細は、後日通知します。

○ 剣道七段、六段審査会

➤ 七段 8月29日(土)、六段 8月30日(日) 福岡市

○ 居合道八段、七段、六段審査会

➤ 八段 8月29日(土)、七段・六段 8月30日(日) 京都市

注意事項

1. 本審査会のうち八段審査会は、5月3日(京都市)に開催を予定していた審査会(以下「本来審査会」)の代替審査会です。
このため、受審できる者は、「本来審査会」に申し込んでいた方だけです。
2. 本審査会で合格した者は、「本来審査会」の日に合格したものと見なされます。
3. 「本来審査会」に申し込んでいた者で、日程の都合等により本審査会を受審できない方は、8月15日(土)までに登録都道府県剣道連盟を通じその旨を申し出た場合、お預かりしている受審料を返金します。

○ 剣道六段、七段審査会

➤ 六段 10月14日(水)、七段 10月15日(木) 姫路市

注意事項

1. 本審査会は、4月29日及び30日(以上京都市)並びに5月16日及び17日(以上名古屋市)に開催を予定していた審査会(以下「本来審査会」)の代替審査会です。このため、受審できる者は、「本来審査会」に申し込んでいた方だけです。

なお、先般の通知では9月実施予定としていましたが、会場の都合により本日程となりましたので、ご了解ください。

2. 本審査会で合格した者は、「本来審査会」の日に合格したものと見なされます。
3. 「本来審査会」に申し込んでいた者で、日程の都合等により本審査会を受審できない方は、9月30日（水）までに登録都道府県剣道連盟を通じその旨を申し出た場合、お預かりしている受審料を返金します。

○ 剣道八段審査会

- 10月19日（月）、10月20日（火） 東京都八王子市

注意事項

1. 本審査会は、5月1日及び2日（以上京都市）に開催を予定していた審査会（以下「本来審査会」）の代替審査会です。このため、受審できる者は、「本来審査会」に申し込んでいた方だけです。
なお、先般の通知では9月実施予定としていましたが、会場の都合により本日程となりましたので、ご了解ください。
2. 本審査会で合格した者は、「本来審査会」の日に合格したものと見なされます。
3. 「本来審査会」に申し込んでいた者で、日程の都合等により本審査会を受審できない者は、10月5日（月）までに登録都道府県剣道連盟を通じその旨を申し出た場合、お預かりしている受審料を返金します。

○ 居合道六段、七段審査会

- 11月8日（日） 東京都

○ 剣道七段審査会

- 11月14日（土） 名古屋市

- 剣道六段審査会
 - 11月15日(日) 名古屋市
- 剣道六段審査会
 - 11月22日(日) 東京都八王子市
- 剣道七段審査会
 - 11月24日(火)、25日(水) 東京都足立区
- 剣道八段審査会
 - 11月26日(木)、27日(金) 東京都千代田区
- 杖道六段、七段審査会
 - 令和3年1月15日(金) 東京都

以上

令和2年6月22日

審査会実施にあたっての感染拡大予防ガイドライン

一般財団法人全日本剣道連盟（以下「全剣連」）は、6月10日付で「対人稽古自粛のお願い」を解除しましたが、審査会についても、剣道人の皆様の日ごろの修練を奨励する趣旨から、計画通り（4月、5月の審査の代替審査を含む）実施することとしています。具体的な実施スケジュールは、別途公表している6月22日付「今年度夏以降の審査会」を参照願います。

審査会においても、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止を図り、多くの方が安心して受審して頂けるようにすることがたいへん重要と考えています。このため、「審査会実施にあたっての感染拡大防止ガイドライン」

（以下「審査ガイドライン」）を制定しました。受審者はもとより、審査員、立ち合い、係員等すべての関係者（以下「関係者」）は、この審査ガイドライン並びに6月4日付「稽古再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」（以下「全剣連ガイドライン」）を遵守して、安全な審査会の実施に努めて頂きますようお願いいたします。

また、審査ガイドラインは全剣連主催の審査会に適用するものですが、各都道府県剣連においても、審査会を実施する場合、この審査ガイドラインを参考に、地域及び各剣連の特性に合わせたガイドラインを作成し、安全な審査会実施に当たるようにしてください。

なお、感染症の状況や審査会場が所在する都道府県、審査会場となる施設の方針により、逐次、審査ガイドラインの見直しを行う予定ですので、ご留意ください。

ガイドライン

【審査会を開催するにあたって】

1. 全剣連（以下ガイドラインにおいて「主催者」）は、審査会を開催するにあたって、開催場所が所在する都道府県及び審査会場となる施設の方針を遵守するものとする。

2. 主催者は審査会を開催するにあたって、受審者並びに関係者に対し、この審査ガイドラインの内容を徹底する。
3. 主催者は、審査会スケジュールを策定するにあたって、入場・受付の密集を避けるため受付時間を幅広く取る、トイレ・休憩室の密集を避けるため休憩時間を長くするなど、全体として余裕を持った時間割とする。
4. 主催者は、受審者並びに関係者以外（例えば、付き添いや見学者）は入場できないことを、あらかじめ徹底する。
5. 受審者並びに関係者は、審査ガイドラインを遵守し、安全な審査会の運営に協力する。

【受審にあたって】

1. 以下に該当する者は受審できない。
 - (ア) 基礎疾患のある者
 - 基礎疾患のある者とは、「糖尿病、心不全、慢性閉塞性肺疾患（COPD）、透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方など」をいう
 - これらの者が理由あって受審する場合は、主治医の承認を得るものとする
 - (イ) 発熱のある者（個人差があるが、一般的には 37.5 度以上ある者をいう）
 - (ウ) 咳・咽頭痛など風邪の様な症状がある者、その他体調がよくない者
 - (エ) 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - (オ) 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
2. 受審者は、受審日に自宅等で検温を行い、受審者確認票に、氏名、住所、連絡先電話番号及び当日の体温を記録し、審査会場に持参する。

3. 受審者は、面マスク及びいわゆる家庭用マスクを持参する。
 - (ア) 実技審査時には面マスク、それ以外（実技審査までの待機中、合格発表までの待機中等）は家庭用マスクの着用を前提としている。実技審査時以外でも面マスクを着用する予定の受審者は、面マスクのみの持参で可。

【入場にあたって】

1. 受審者は、自宅と審査会場との往復の際にはマスクを着用し感染予防に努める。
2. 車での来場が許されている場合は、審査会場内での密集を避けるため、車内であらかじめ着替えを行った上、入場する。
3. 主催者は、入場口を広くしたり、多数の係員を配置したりするなど、受審者が施設に入場する時、行列にならないよう配慮する。
 - (ア) やむを得ず行列になる場合に備え、入口外に2メートル毎に目印のテープを貼る。
 - (イ) 行列を整理するために、係員を適正に配置する。
4. 受審者は施設への入場時、持参した受審者確認票を提示する。
 - (ア) 受審者確認票を持参しなかった者は、原則として入場させない。
 - (イ) 見学者、付き添い等は入場させない。
5. 入場口にアルコール除菌液を設置し、受審者は手指消毒を行う。
6. 受審者は体温測定を受ける。主催者は、非接触型体温計等により、受審者の体温測定を行う。
 - (ア) 体温測定により37.5度以上ある者は、入場できない。

【審査会場内での留意事項】

1. 受審者並びに関係者は、フィジカル・ディスタンス（人と人の距離、最低でも1メートル、できれば2メートル）を常に保つようにする。
2. 受審者は、審査会場では、実技審査時（面マスク使用）を除いて、常にマスクを着用する。関係者は、マスク及びフェースシールドを着用する。

3. 受審者並びに関係者は、審査会場内でも、手洗い、うがい、アルコールによる除菌消毒に努める。また、トイレはふたを閉めてから流す。
4. 主催者は、手洗い、うがいの場所をなるべく多く確保し、可能な限り多くの場所に除菌用アルコールを配置する。

【受付、更衣、受審者説明】

1. 施設に入場後、受審者は受付を行う。受付で持参した受審者確認票を提出する。なお、受付は、ロビー等可能な限り広い場所で行う。
2. 受付は、密集を避けるため、1会場2か所設置し（誕生日により前半後半に区分）、受審者を分散させる。分散がスムーズにできるよう、受付の表示を明確にする。また、受審者説明時刻も表示する（後記6受審者説明を参照）。
3. 人と人の距離を保つため、受付の前に、2メートル毎に目印のテープを貼る。
4. 受付が密集した場合、入場制限を行う。
5. 受付終了者は、観覧席（女子の場合は更衣室）に移動し、剣道着・袴に着替えて、待機する。
 - (ア) 観覧席は密集にならないように、1席以上空けて使用する。
 - (イ) 女子更衣室は、前半後半に分けて使用するなど密集状態にならないように配慮する。女子は更衣後、受審者説明を受けるため、観覧席に移動する
6. 主催者は、観覧席で受審者説明を行う。

【呼出、受審番号の配布、実技審査待機】

1. 受審者のうち前半の部の受審者（【受付、更衣、受審者説明】2参照）は呼出位置に集合し、主催者は受審番号を決定する。
 - （注）後半の部の受審者は観覧席で待機する。
2. 受審番号1組から5組までは審査会場に集合する。
 - （注）6組から10組は、第3組の実技終了後に集合、受審番号が決定され待機する。

3. 後半の部の受審者（【受付、更衣、受審者説明】2参照）は、上記に準じる。
4. 実技会場入口にアルコール消毒液を設置し、受審者は入場の際、手指消毒を行う

【実技審査】

1. 実技審査に当たっては、面マスクを必ず着用する。
2. 1組から3組が面をつけ指定された場所に待機、又は着席する。4組、5組も指定場所に待機し、すべての待機者は必要なく移動しない。
3. 3組終了後、6組が面をつける

【実技合格発表】

1. 10組終了毎に、合格発表を行う。午前の部は10組ずつで前半後半に区分したので、午前の部では合格発表が2回となる。午後も同様。
2. 発表は、実技審査会場外のロビー等比較的広い場所で行い、密集になることを回避する。
3. 合格者は形審査会場に移動する。
4. 不合格者は、すみやかに施設から退場する。

【日本剣道形審査】

1. 実技合格者は、間隔（1メートル以上）をとって整列する。
2. 受審者は、面マスク等を着用して受審する。
3. 合格発表後は、すみやかに施設から退場する。

【その他】

1. 審査員、立ち合い、係員等すべての関係者は、マスクを着用のうえ、主催者が準備するフェースシールドを着用する。
2. 休憩時間における審査員控室やトイレが密集状態になることを避けるため、休憩時間は多めに取るようにし、審査員等は交代で休憩室、トイレを使用する。
3. 審査会場では常に換気を行う。可能であれば送風機を設置する。

4. 主催者は、多くの人に触れる用具、箇所（ドアノブなど）を定期的に消毒する。また、施設内トイレの出入口にアルコール消毒液とペーパータオルを設置する。
5. 受審者は、食事の空箱等、持参した物、ごみは必ず持ち帰る。
6. 審査会終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、主催者に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告する。

以上